

○仙北市協働によるまちづくり提案型補助金交付要綱

令和3年3月30日告示第52号

令和7年4月1日告示第71-3号 一部改正

仙北市協働によるまちづくり提案型補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市協働によるまちづくり基本条例施行規則（平成24年仙北市規則第2号。以下「施行規則」という。）に基づき、市民等の活動団体（以下「市民等団体」という。）に交付する、仙北市協働によるまちづくり提案型補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要となる事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる市民等団体は、次の各号のいずれかに該当する3名以上で構成された団体とする。ただし、施行規則第2条第2号に定める地域運営体については対象としない。

- (1) 市民の福祉向上及び利益の推進を目的とする非営利の団体
- (2) 活動拠点を市内に有し、市内において活動を行っている団体
- (3) 規約、会則等があり、適正に会計処理が行われている団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としない。

- (1) 特定の宗教のための活動又はそれに反対する活動を目的とする団体
- (2) 特定の政党について、支持又は反対する活動を目的とする団体
- (3) 特定の公職の候補者又は公職にある者に対し、支持又は反対する活動を目的とする団体
- (4) 公の秩序を乱し、若しくは不当な行為などを法に違反する暴力団又はその構成員統制下にある団体
- (5) 過年度に本補助金を用いて事業を実施した団体のうち、同様の事業を行おうとする団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市民等団体が地域の活性化や地域課題の解決に向け、自ら企画し実施するまちづくり事業
- (2) その他、市長が特に認めた事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金対象経費総額の2/3とし、30万円を上限とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、事業実施に直接要する経費とし、別表1のとおりとする。

2 当該事業が他の市補助事業となっている場合における当該事業に係る経費は対象としない。

3 次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 団体の経常的な運営に係る経費
- (2) 事業目的以外の食糧費
- (3) 団体の事務所等の維持管理費
- (4) 団体の構成員に対する人件費
- (5) 事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) 事業のために執行したことを客観的に証明することができない経費
- (7) その他補助事業に直接関係のない経費及び社会通念上適正でないと認めた経費

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第3号の書類は、協働によるまちづくり提案型補助金事業計画（変更）届出書（様式第1号）とする。

(補助金の実績報告)

第7条 規則第13条のその他市長が必要と認める書類は、協働によるまちづくり提案型補助金実績報告書（様式第2号）とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第71-3号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表 1)

項 目	対象となる主な補助経費
報 償 費	講師謝金（団体等の構成員に対するものを除く）
賃 金	事業実施のために雇ったスタッフ等の賃金
旅 費	事業実施のための旅費及び交通費、事業実施に係る研修費用等
需 用 費	報告書、ポスター等の印刷製本費、消耗品等
委 託 料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用
役 務 費	通信運搬にかかる経費（郵便料等）、広告料、保険料等
使用料及び賃借料	施設使用料（会議、イベント等で使用する場合に限る。）及び物品の借上料（レンタル等）
そ の 他	事業実施のために市長が必要と認めた費用